

第百四十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第四号

平成十二年四月二十一日(金曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 佐々木秀典君

理事 嘉数 知賢君 理事 龜井 善之君

理事 鈴木 宗男君 理事 望月 義夫君

理事 上原 康助君 理事 原口 一博君

理事 丸谷 佳織君 理事 古堅 実吉君

理事 石崎 岳君 理事 阪上 善秀君

理事 下地 幹郎君 理事 田中 和徳君

理事 田村 憲久君 理事 仲村 正治君

理事 宮腰 光寛君 理事 吉川 貴盛君

理事 鉢呂 吉雄君 理事 藤田 幸久君

理事 赤松 正雄君 理事 白保 台一君

理事 加藤 六月君 理事 鰐淵 俊之君

理事 伊藤 茂君

国務大臣 (沖繩開発庁長官) 青木 幹雄君

沖繩開発政務次官 白保 台一君

外務政務次官 江崎 鐵磨君

政府参考人 (沖繩開発庁総務局長) 玉城 一夫君

政府参考人 (沖繩開発庁振興局長) 襲田 正徳君

政府参考人 (沖繩振興開発金融公庫理事長) 八木橋淳夫君

衆議院調査局第一特別調査室長 鈴木 明夫君

委員の異動

四月五日 辞任

森 英介君

佐々木洋平君

同日

補欠選任

赤松 正雄君

加藤 六月君

同月二十一日

辞任

園田 修光君

中川 昭一君

野中 広務君

同日

辞任

阪上 善秀君

田中 和徳君

田村 憲久君

同日

古堅実吉君が理事に当選した。

四月十七日

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

去る四月七日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更に伴い、理事の選任を行います。

その選任につきましては、先例により、委員長

において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、理事に古堅実吉君を指名いたします。(拍手)

○佐々木委員長 次に、江崎外務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。

江崎外務政務次官

○江崎政務次官 おはようございます。このたび、外務総括政務次官に就任いたしました江崎でございます。佐々木委員長を初め委員各位に謹んであいさつを申し上げます。

沖繩に関する事項につきましては、SACO、沖繩に關する特別行動委員会最終報告の着実な実施とともに、最重要の外交課題である九州・沖繩サミットの成功に向け、誠心誠意努力をしております。

また、北方領土問題につきましては、東京宣言及びクラスノヤルスク合意等の一連の合意及び宣言に基づき、二〇〇〇年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす考えであります。

私といたしましても、河野大臣の御指導も得ながら、補佐しつつ、外務総括政務次官の立場からこれらの問題について全力を挙げて取り組む決意であります。

佐々木委員長を始め、本委員会の各委員の御指導、御鞭撻と御協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○佐々木委員長 内閣提出、沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。青木沖繩開発庁長官。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○青木国務大臣 ただいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩振興開発金融公庫は、昭和四十七年に設立されて以来、日本政策投資銀行を初め本土の六つの政策金融機関が行っているそれぞれの業務を一元的に行う総合公庫として、沖繩における経済の振興と社会の開発に金融面から寄与してまいりました。

そうした中で、最近の金融の自由化の進展を初め、金融市場をめぐる環境が大きく変化していることから、こうした状況に適切に対応し、今後の沖繩の振興開発を一層進めていくためには、沖繩振興開発金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の必要があり、今回この法律案を提案することといたしました。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加するとともに、設備資金以外の非設備事業資金等にも資金供給ができるよう対象資金の範囲を拡大することといたしております。

○佐々木委員長 内閣提出、沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。青木沖繩開発庁長官。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○青木国務大臣 ただいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩振興開発金融公庫は、昭和四十七年に設立されて以来、日本政策投資銀行を初め本土の六つの政策金融機関が行っているそれぞれの業務を一元的に行う総合公庫として、沖繩における経済の振興と社会の開発に金融面から寄与してまいりました。

そうした中で、最近の金融の自由化の進展を初め、金融市場をめぐる環境が大きく変化していることから、こうした状況に適切に対応し、今後の沖繩の振興開発を一層進めていくためには、沖繩振興開発金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の必要があり、今回この法律案を提案することといたしました。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加するとともに、設備資金以外の非設備事業資金等にも資金供給ができるよう対象資金の範囲を拡大することといたしております。

○佐々木委員長 内閣提出、沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。青木沖繩開発庁長官。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○青木国務大臣 ただいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩振興開発金融公庫は、昭和四十七年に設立されて以来、日本政策投資銀行を初め本土の六つの政策金融機関が行っているそれぞれの業務を一元的に行う総合公庫として、沖繩における経済の振興と社会の開発に金融面から寄与してまいりました。

そうした中で、最近の金融の自由化の進展を初め、金融市場をめぐる環境が大きく変化していることから、こうした状況に適切に対応し、今後の沖繩の振興開発を一層進めていくためには、沖繩振興開発金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の必要があり、今回この法律案を提案することといたしました。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加するとともに、設備資金以外の非設備事業資金等にも資金供給ができるよう対象資金の範囲を拡大することといたしております。

第二に、沖繩振興開発金融公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化し、資金の安定的な確保を図るため、沖繩振興開発金融公庫債券の発行を可能にするとともに、その債券に政府保証を付すことができることとしたしております。また、効率的な資金繰りを行うことを可能にするため、民間金融機関から短期借入金を行うことができることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐々木委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として、沖繩開発庁総務局長玉城一夫君、沖繩開発庁振興局長豊田正徳君、沖繩振興開発金融公庫理事長八木橋博夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○佐々木委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 大変短い時間ですので簡潔にお尋ねいたしますが、きょうは青木沖繩開発庁長官、官房長官が時間をやりくりしてくださって、本委員会を優先していただいたことに、まず敬意を表したいと存じます。

そこで、今も趣旨説明があったわけですが、今回の沖繩振興開発金融公庫の主として業務拡大をやっていくことについては、かなり与党内でも、あるいは私たち民主党としても、相当その内容について議論をしてまいりました。といいますのは、平成十一年三月末現在で、金

融公庫の沖繩県内に占めるシェアは三五％になっております。それは、沖繩の産業経済振興にとつて有益な面ももちろん評価いたしますが、政府の金融機関というのは民業を圧迫しないということが第一義的に配慮されなければいけないことだと思ふのです。

だが、公庫の使命が、民業補完というよりも、今回の法改正によって貸し付けあるいは社債の取得、貸付債権の譲り受け等の事業をやっていくということになると、民間金融機関との協調体制、あるいは、沖繩県内における金融マーケットにおける貸し付け等のシェアがより大きくなっていく懸念はないのか、地銀等の営業に支障は来さないのか、そういう懸念もなきにしもあらずなんです。この点については公庫として、あるいは沖繩開発庁、政府としてはどのように配慮し、また、そういう懸念をなくしていく御努力をなさろうとしておられるのか、もう少し明確にしておいていただきたいと存じます。

○青木国務大臣 お答えをいたします。

議員が今おっしゃいましたように、民間の金融機関を圧迫しないということが公庫の原則だ。ろうというふうにも私も考えておりますが、今回の業務機能の拡大は、民間金融機関のみでは対応しきれないいろいろな分野への資金供給や、金融逼迫時における資金ニーズに対応しようとするものでありまして、あくまでも民業補完という基本線を守りながら運営していかなければならないと考えております。

沖繩公庫の融資シェアがどの程度が適当かというところは、金融経済情勢によってもいろいろ変化をいたしますが、いづれにいたしましても、沖繩公庫は、民業を補完するという基本を守りながら、今回の業務機能の拡大においても、そうした原則を遵守することを前提として業務運営に努めていく必要があると私も考えております。

○上原委員 この点は、特段の御配慮というよりも留意を強く御要望しておきたいと思ひます。もう一点は、後ほど附帯決議もつけようと思ひ

ますので、その内容にはば盛られているかと思うのですが、開発金融公庫の財務の健全性についてちょっと触れておきたいと思ふのです。

先ほど申し上げましたように、今回の法改正で業務範囲が相当拡大していく。これまでの設備取得等資金の貸し付けに比べ、資金回収についてリスクの高い非設備事業資金あるいは返済資金等の貸し付けが可能となると思ふのです。

だが、この金融公庫のレポートを見ても、だんだんリスク管理債権というものが大きくなってきている。公庫なり開発庁の説明では、他の政府金融機関と比較してはまだまだ低いんだと。融資額に占めるそのリスクというのは平成十年度で二・五七％ですか、しかし全体的には三・四五％までいつている。あるいは、これは十一年度末ではもう少しふえていて私は推測をいたします。

そういう面からしますと、今、国民が各金融機関、あるいは特に政府金融機関を含めて大変疑問や懸念を持っている大きな理由の一つに、リスクが生じたら、不良債権が生じたら、公的資金で埋めればいじやないかという、もちろん、沖繩公庫も政府も安易にそうお考えになっているとは思ひませんが、しかし、今日の金融機関の金融の実態を見ると、そういう状況がなきにしもあらずなんです。

そういう面で、政府はこの公庫の財務の健全性及びリスク管理をどのように確保していくおつもりなのか。今後、今の二・五七あるいは三・四五のリスク債権額というものを、これよりふえない、より小さくしていくという努力を私は努めてやらなければならぬと思ふのです。この点についてはどのように努力していくかというところか、お聞かせを願ひたいと存じます。

〔委員長退席、原口委員長代理着席〕

○青木国務大臣 お答えをいたします。

議員今おっしゃいましたように、確かに現在、他の公庫に比べて沖繩の公庫が不良債権が多いという現状ではありませぬけれども、これから先を見据えた場合に、当然、そういうことがない

ように十分注意をしていくことが一番大切な問題だと考えております。

確かに、他の金融機関、すなわち中小企業金融公庫とか国民金融公庫、農林漁業金融公庫と比較すれば、現状では不良債権が少ないということは私も承知いたしておりますが、やはり将来にわたつて、金融機関として、財務の健全性を保持することに配慮しながらリスクの厳正な管理に努めていかなければならないと考えております。沖繩公庫といたしましては、これまでも、償還の確実性の原則の趣旨を踏まえて、個別の融資に当たっては非常に厳正な審査を行い、不良債権の発生抑制に努めているものと私も承知いたしております。

今後とも、経営の健全化に向け、最大限の努力を公庫として続けていく考えでございます。

○上原委員 今の点も、私は、今後の公庫に対する県民の信頼性、あるいは期待を持続していくには最も注意を払わなければいけない点だと思ひますので、申し上げたわけでありませぬ。

そこで、いろいろありますけれども、時間の都合で、もう一点は、公庫の機構のあり方について少し触れさせていただきますと存じます。

これは沖繩金融公庫ですから、沖繩の方にもちろん本店はある。それで、申し上げるまでもなく、沖繩振興開発金融公庫本店ビルというのが、たしか来週の日曜日、二十八日ですかに落成式もやるという、こういううれしいパンプも既に出ています。だが、昭和四十七年復興以降、東京に本部があつて本店は沖繩にある、こういう二重構造になっていることについて、懸念を持つ面もあるわけですね。

私は、今の東京にある事務所、本部をすべて閉鎖しないとは言わなければ、理事長や主要な役員、あるいはスタッフが、むしろ沖繩本店よりも中央、東京の方に重点が置かれているような感さえないんですね。これに対する改革要望というのはかねがね強かつたんですよ。だが、うまくいっていない。いろいろな政治的プレッ

シャヤ、余り申し上げたくないんですが、大蔵省や沖繩開発庁の、要するにOBの天下り先という面で、そのポストを確保しておくということもあるやに思うんですが、こういう変則的な状態というものは、役員体制を含めて、私は、そろそろ改革をすべきだと思うんですね。

もう復帰三十年も目の前ですから、私も、いろいろ今までちょっと悩んだ面もあるんですが、初めて公の場でこの点は取り上げるんですが、ぜひ、復帰三十年というのを目標にして、沖繩公庫の役員体制あるいは人事配置を、沖繩本店に重点を置く方向に改革をしてもらいたい、こう思うんです。今の三十二人くらいいる職員体制というものを、むしろ本店にもっと職員の配置も役員の配置もやるのが本来の公庫の目的を果たしていくと私は思うんですね。それが一つ。

それと、これは若干ショッキングなことなんです、実は私の方に、ある投資が来ているんです。これは、私も予算委員会でも機会があれば取り上げようと思つて、幾分時間は経過をしておりますが、三点ばかりあります。こういうことが指摘されているんです。

大蔵省不祥事や大蔵関連の金融システムを打破する千載一遇のチャンスです。沖繩関連では、沖繩公庫が大蔵からの天下り官僚を最も多く受け入れております。

理事長の名前はありますが、伏せます。理事長を筆頭に、経理部長、経理課長、資金課長、秘書役などです。彼らはすべて、沖繩公庫の東京本部に陣取つて、対大蔵対策という仕事をやっているようです。実際の業務は、すべて沖繩現地の本店で行われております。

なぜ、沖繩の振興策を行うのに、東京に理事長がおり、しかも、五人の公庫役員のうち三人までが東京本部にいないばならないのか、大変疑問です。

役員の一人は、沖繩開発庁の局長からの天下りです。この三人の役員を支えるのに、東京本部に実に三十名余の公庫えり抜きスタッフ、

大半が沖繩からの出向組を置いています。つまり、公庫の頭脳は東京にあるのです。これは沖繩の新聞でも何度か取り上げられてきたにもかかわらず、いつの間にか立ち消えになっている実情です。

東京本部の機能のほとんどを沖繩に移すべきです。沖繩の本店では、十年度は要求以上の予算が認められたにもかかわらず、逆に、定員の縮減をも要求されております。東京で大蔵折衝に当たっている職員を大幅に減らすことによつて、どれだけ公庫の本質が強化され、県の振興策にプラスになるかわかりません。特に、沖繩本店の調査部をうんと強化しないと、新たな自由貿易地域の展開はうまくいきません。

今がよいチャンスです。ぜひ国会で取り上げて、沖繩公庫の機構改革の転換を図ってもらいたい。

こういう問題点、一つ。

二点目は、これは公庫の運用と先ほどのリスク問題との関連であります。この二項を読むと、だれがどうしているかということが明白であります。これは私はあえてこの場では取り上げません。どういふ政治プレッシャーがあるかということがはっきりしてあります。しかし、きょう私が指摘をすることが一向に改善されないというならば、私は、この点も明らかにしていきたい、こう思っております。

三点目は、国民の税金を注ぎ込んである公庫の情報公開は徹底させるべきです。後で言いますが、情報公開していませんね。

例えば、沖繩振興開発金融公庫の運営協議会というのがあります。この名簿も、ぜひ出せと言つたら、持つてきてあります。しかし、こういうトップの方々だけ集まつて運営協議会をやつて、一体どういふ結果になるでしょう。恐らく、公庫の総務部でつくつたものをそのままアップロード、承認するだけの協議をしているとしか思われません。情報公開という面では、全くこれまで伏せられていた。

私の名前もちょっと書いてありますが、ここは省きます。

今公庫のあり方を抜本的に改める千載一遇のチャンスです、本店の上にあぐらをかいている東京本部の解体に向けて

私は解任までは申し上げませんが、ぜひ政治力を出してもらいたい。匿名希望。こういうふうな、かなり前に、私の方にこういう投資が舞い込んでおります。

二点目については、貸し付けが焦げついているところの回収等に行くと、ある政治プレッシャーがかかつて、なかなか取り合つてくれないという切実な指摘がございます。

もしこれが事実とするならば、私は、大きなスキャンダルになる可能性を保持しているんじゃないかと思う。これは決して私が作り事を言っているんじゃない、ちゃんとここに封筒もあります。きちんとした金融機関からの告発です。

そういう面では、この機構のあり方と情報公開、今私が申し上げました運営協議会の会議録というのなんか、一向に国会にも見せてないし、理事会にも全く出さない。開示してもらいたいと言つても、これは内部の運営の問題だからということを出さない。これではいかないと思うんですね。そういう意味で、今私が指摘をしたこと、あるいは、沖繩県の県民の皆さんにこういう不満が持たれている。金融機関で実際に業務をしている、これは公庫の人とは言いませぬ、金融関係にいるろいろやつておる人が、公庫のあり方というものをこう見ている。なぜ東京に理事長がおつて、ほとんど、仕事をしているのか、やつていてどううが、こういうことをいつまで続けるんですか。

だから、私は、今年とは言いませぬ。復帰三十年をめぐり、きちんと公庫の機構の改革、情報開示、先ほど申し上げたようなことについて、ぜひ、沖繩開発庁長官、官房長官でもあり、行政改革、政治改革を推進していこうという面では青木長官も人後に落ちないと私も理解をしておりますので、今申し上げたことについて、情報開示の問

題を徹底してもらいたいと思いますが、その御意思があるかどうか、お答えをいただきたいと存じます。

〔原口委員長代理退席、委員長着席〕
○青木国務大臣 お答えをいたします。

東京本部を初め、公庫内部の人員配置等をどうするかという問題につきましては、沖繩公庫において業務量を十分勘案して、今後適切に対応してまいりたいと思ひます。

議員御指摘のように、現在三十二名が東京に駐在をいたしております。確かに、本店は那覇市でございまして、これはいろいろ問題があらうという御指摘でございしますが、今後、役員の選任をどうするか、情報公開の問題をどうするか。それは、今のお手紙の内容を拝見いたしますと、当然常時私どもが気をつけて考えていかなくやいけな問題だと考えておりました、そういう点も含めて、今後十分に検討していきたい、そのように考えております。

○上原委員 私は、別に何か物事を歪曲したり、あるいはオーバーに、金融公庫なり沖繩開発庁の立場が困るとか、あるいは県民に不信感を持たれるとか、そういうことには、私も沖繩開発庁にお世話になった立場もありまして、私なりに相当配意をしながらやつてきているつもりなんです。しかし、この投資はかなり前に来たんですが、私もいろいろ思い悩んで、開発庁の方にもそれとなく、あるよ、来ているよということは言った面もあるんです。沖繩開発公庫の地元的那覇本店の皆さんにも、ちよつと公庫の運営の仕方については、もつと改革、改善しなければ、留意しなければいけない点があるのじゃないかと何かの機会にやんわり言つたこともあるんですが、余り真剣に受けとめてくれない面もあるんですね、実際申し上げて。いや、我々沖繩公庫は政府と与党と大蔵省にしっかりと守られていて、君なんかそんな細かいことを言つたつて問題ないよ、もしこういう態度であるとするならば、私は、大きな問題に発展する可能性はないとは言えない。恐らく、

きようこの投書の中身も取り上げることによつて、また反応も出てくるかもしれません。

特にきよう申し上げなかつた二点目の、貸し付けの取り立て、あるいはいろいろ苦勞している人々の気持ちからすると、相当今の機構のあり方については不満、不信があるのではないかと、県民の中に、金融関係者の中に。その点は、今検討していきたいという長官の御発言でありましたので、それに期待をいたしますが、ぜひ御配慮を願いたいと思います。

それともう一点、私は、役員の給与のあり方とかそういうことについて、多くは申し上げませんが、これもやはり社会一般の情勢に適合した内容でなければならぬ、給与水準でなければならぬ。政府が一連の金融機関の不祥事を見て、そういうふうな十一年度から改革したはずなんです。果たしてそういう状況、レベルなのかどうか。もつと理事とか役員を減らす。今回も、業務量は拡大されるが職員の数はふえない。十名以内の職員の増加ということは、機構改革なり役員のあり方、配置によつては十分可能だと私は思うのです。それは、即沖繩の振興策にもなり、雇用対策にもなり、県民の間に明るさをもたります。そういう政治的配慮がなければならぬということ強く指摘して、時間のようですから終わるのですが、最後に、長官の決意のほどをお聞かせ願いたいと存じます。

○青木国務大臣 ただいま内部の改革の問題を初め役員の問題、情報公開の問題、議員がおっしゃいましたことをよく胸に秘めまして、私どもも、改革すべきことは改革していく、そういう姿勢は常に持つて対応していきたい、そのように考えております。

○上原委員 終わります。

○佐々木委員長 これにて上原康助君の質疑は終了いたしました。

次に、原口一博君。
○原口委員 おはようございます。民主党の原口一博でございます。公庫法の改正について、諸点

にわたり御質問申し上げたいと思います。

今、上原議員の方から御指摘がありました。沖繩と言えども何でも許される、沖繩と言えども何でも公的な資金が投入される、私は、こういう考え方があつたとすれば、それは間違ひであるというふうに思います。そんなことは絶対にあり得ないし、今、基地の過重な御負担の中で、貸し流りや、あるいは先般の当委員会でも御指摘させていただきましたが、自己破産の多さ、こういったことを考えると、この施策に当たる行政は、情報公開、そして自分たちが使っている国民の税金が、いかに沖繩県民の皆様の生活やあるいは暮らしに反映されているか、企業の皆様の経営に反映されているか、こういったことをしっかりと国民に説明する義務があるというふうに思います。

そこで、一層なる情報公開を求めるわけでございますが、当法案の中の貸付債権の譲り受けという項目、このことがどうして入っているのか、この政策目的は何なのか。このことについて、まずお尋ねを申し上げます。

○青木国務大臣 貸付債権の譲り受けについての御質問でございますが、金融逼迫時の資金ニーズに対応し、沖繩の金融の円滑化を図るためのものでありまして、これは決して民間金融機関の有する不良債権を肩がわりするという性質のものではないと考えております。

貸付債権の譲り受けにつきましては、償還の確実性の原則に基づきまして、当該譲り受けに係る債務の回収が確実であると認められる場合に限り行うものでありまして、借入者の信用力の対象事業業について沖繩公庫において十分な審査が行われ、資産の不良化の防止に努めていただけるものと考えておりました。そういう運営がなされることを私は信じております。

○原口委員 今、私はまだ懸念の問題についてはお話をしていないのですが、長官はその先の方もお話しただいたわけでございますが、やはり三五％というこの公庫のシェア、これをどう見るかということ、ここできちつと議論をしておかな

ければならないというふうに思います。

四百億の公的資金を沖繩県内の銀行に入れて、そして、やはり先ほど長官の御答弁にありましたように、私たちはあくまで民業を補完するのだ、そして、沖繩という特殊性にかんがみて民業がなかなか育つてこない、銀行業も特殊な状況にある、こういったことを国民全体で支える、これが大きな政策目的であるというふうに思いますが、先ほど申し上げたような情報公開やアカウンタビリティが確保されていない。今まさに長官が御説明をされたような、民間にある不良債権、あるいは非常にリスクの高い債権を公庫の方に譲り受けて、その分民間は軽くなるわけですが、そこでしっかりとした審査なり公開がないと、これはモラルハザードを起こす危険性もやはり一方で考えておかなければなりません。そこで、そのモラルハザードを起こす危険性と、そしてもう一つは、とはいっても貸し流りやさまざまな問題に苦しんでおられる皆さんにいかんにか温かい手を差し伸べるか、その二つをどうやって考慮するかということにひとえにかかっているというふうに思います。

沖繩の金融情勢について、今どのような状況にあるのか。サミットを目前にした状況について、企業は金融機関の貸し出し態度が緩んだところになつてくるのか、あるいは資金需要が少し楽になつたとお考えなのか。どのようにお考えなのか、基本的な御認識をお尋ね申し上げます。

○青木国務大臣 貸し出しは最近非常に緩やかになつてくる、そういうふうにお考えしております。地元の方々にできるだけ不便をかけないような体制で現在も臨んでいるものと私は理解をいたしております。

○原口委員 全体として見れば、金融機関の貸し出し態度DI-Iというのは、去年の状況から比べると随分改善をしております。しかし、個々の企業一つ一つに当たってみると、まだそれは実感としては皆さんお感じになっていない。むしろ、例えば公共事業をなさつてはいる会社などに聞いてみると、サミット前で逆にこの五月、六月の工事を控

えなければいけない、そういったことも懸念をされるということ、なかなか実際の経済全体については、まだまだ厳しさを脱していないところでありまして。そういう中でこういう法律の改正がある、これは時宜になつたものであるというふうに認識をしております。

ただ一方で、もう一つお尋ねを申し上げますが、この法改正の中で、既成市街地整備改善資金、譲渡方式事業についても、今回対象資金の拡大の中に入つております。この政策目的は何でしょう。どうしてこの時期に既成市街地整備改善資金というものを公庫の事業を拡大する中に入れたのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○青木国務大臣 お答えいたします。

沖繩県内の中心市街地の中には、戦災復興期の非常に秩序のない無秩序な開発によりまして、都市機能面で非常に支障を来しているものや、既成市街地自体が老朽化しておるものがたくさんございます。そういう中で、今後、市街地の再開発事業の進展が各地で見込まれている現状でございます。

今回導入を図ることにいたしております既成市街地整備改善資金は、このような状態に具体的に対応していくという問題でございます。都市機能の活性化を通じて沖繩の振興開発に非常に寄与するものだ、私はそういうふうにお考えしております。

○原口委員 まだあの戦争の傷跡、しかも多くの基地を抱えている、そしてそれが整理縮小に伴つて日本に、沖繩に返つてくる、そういう中でこういう資金をつくるということは、私も一定の理解をするものであります。

ただし、沖繩県の市街地の開発事業、いろいろなところを見て回りますと、大変コストが高い。じゃぶじゃぶにお金をつぎ込んだ。そして、そこで何が起つてくるかという、沖繩の経済を活性化させる、この効果は大変大きなものがあると思ひます。しかし、一方で気をつけていかなければいけないのは、沖繩県民の皆さんの公的資金への

依存度が非常に高い、あるいは高コストの中でさまざまな産業の行動をされる、あるいは生活をされる、こういったことについても一定の配慮をしなければいけないというふうに思います。

そこで、これはぜひお願いであります。私は、この法律とともにこの国会に出ています軍転特措法の改正案、これは議員立法でございますが、これは委員長にお願いを申し上げたいと思いますが、我が党の上原議員を中心に、きょうは沖縄選出の議員も、嘉数議員、白保総括政務次官もそうでありますが、そういう皆さんの思いのこもった法律であります。一方で、市街地のさまざまな整備をしていく中で、やはり基地が今のような状況で、長い間厳しい状況にあるということ、これは改善をしなければいけない。一刻も早く当委員会が審議を、国会で審議をしていただくように委員長からもお力添えいただきたい、このことをお願い申し上げます。

さらに、これは青木開発庁長官にお願いをしたのは、こういうハード面、資金面でバックアップをするともに、私たちは、沖縄県のさまざまな産業、生活全般にわたって、ソフトの面についても、やはりきつちりやるべきことをやらなければいけない、その代表的なものが私は地位協定の見直しであるというふうに思います。

先般、予算委員会でも青木長官あるいは河野外務大臣と御議論させていただいたときも、環境の問題であるとか移転の問題であるとかRAPCONの問題であるとか、新たないろいろな問題が出てきているので、ここはもう運用改善で済ますわけにはいかないので、ぜひ見直しをするべきだという御提言をさせていただきました。

きょうは限られた時間でございますので、特に御指摘申し上げたいのは、一体この地位協定というのはどういう過程でできたか、ここを当委員会では、この沖縄公庫の改正案を審議する中で、一方でやはりきつちり確認しておかなきゃいかぬというふうに思います。

これは、一九五二年に締結されました行政協定

上の諸原則を大部分受け継いだ協定でございますが、地位協定が一九六〇年に締結をされておりますが、実際は、一九五二年、つまりその前の年に勃発した朝鮮戦争及びこういう事態に対応すべく、いわゆる大変な緊急事態を想定している、緊急事態に重きを置いた協定であるということ、そこを踏まえておかなければならないというふうに思います。つまり、この地位協定は、本来であれば平時時に対応するものでありながら、非常時にも対応し得る両面性を持っているわけでございしますが、制定過程がこういう状況でございしますので、大変非常時に重きが置かれている。

これを県民の方から見るとどういうことになるかという点、いつでも非常時に対応できるとい性格を強く持っているために、私たち日本人国民あるいは沖縄の県民は必要以上の荷重を強いられている。やはりこのことをこでしかりと認識しておく必要があるというふうに思うわけでございしますが、沖縄開発庁長官としての御認識を問うておきたいというふうに思います。

○青木国務大臣 お答えいたします。

確かに、協定そのものの本質をどうするかという問題も大切な問題でありますけれども、私は、やはり現状においては、この協定の中で運用面において改善に努力していくのが現実的な対応じゃないかと考えております。運用改善につきましまして、委員御承知のように、私どもも九項目にわたって今日までも解決をしたところであります。今後ともそういう姿勢で、この運用改善に向けて、現状に即したような形で対応していきたい、そのように考えております。

○原口委員 先般、沖縄県の皆様ドイッに行かれて、ボン補足協定についても研究をなさって、その報告も出ているやに伺っています。当時、やはり一九五二年の状況と半世紀たった今とは全然違います。

この間、私も、米国の学者の方やさまざまな政府関係の方と議論をいたしました。しっかりと両国の日米安全保障条約を、あるいはパートナー

シップを確立する意味でも、新たに生じるような問題について契約をしつかり結び直す、あるいは協定を確認する、あるいは改正すべきところは改正する、こういう態度の方が国益にかなうということ、私は申し上げたいというふうに思います。

たが、公庫の三五%という今のマーケットシェア、そして今回、私どもも財政改革ということで、財政機関債を発行したり、あるいは財政債、政府保証、さまざまなもので政策的な金融機関をバックアップすべきだ、その改革がもう目の前に来ているわけでございしますが、公庫が沖縄県においてこういうシェアを占めているということについてどういのか。あと十年後、今回の法改正で拡大していくのか。あと十年後、今回の法改正で当然業務は拡大していくわけでございしますが、それをどのようにお考えなのか。基本的な認識を問うておきたいと思っております。

○八木橋政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど沖縄開発庁長官の方から総括的な御答弁はございましたので、私といたしましては、先生が御指摘になりました、いつ、またそれをどう認識するかという点に絞ってお答え申し上げます。

○青木国務大臣 議員のただいまの御質問は、一つの考え方としては私も十分理解をできますけれども、これを改善していくためには、相手の国の立場もあることであります。私は、作業には相当長期間を要するのではないかと、そういうふうな考えをしております。ただいま申し上げましたように、その時々問題について、現実には運用を改善していく、それが当面の我々がなすべきことじゃないかと考えています。議員のおっしゃること私どもも非常によくわかります。

この数字そのものにつきましては、おっしゃるとおり、事実でございます。ただ、この数字そのものは、最近における民間金融の逼迫した情勢、それからさらにはここ数年の政府が各種の経済対策を次々と打ってきた、その相乗効果が多分にきてこの三五・二%という数字になったというぐあいに基本的には理解しておるわけでございしますが、ただ、その前に、我が公庫の融資残高というものが沖縄経済において三〇%を超えていたという事実がございします。

○原口委員 私どもの主張に一定の御理解をいただいたということ、先へ進ませていただきますが、地位協定の中に書いてあることであれば、これは改善で、あるいはそれ以外の話し合いで対応できますが、全く想定していない、書いていないことについては、やはり盛り込むべきだということとをこでしかり私は指摘をしておきたいというふうに思います。

こういって点から私どもは問題を認識しなければならぬというぐあいに考えるわけでございしますが、基本的には、沖縄経済における国民所得の水準が全国の三分の二しかない、したがって貯蓄も、これは貯蓄動向調査によるわけでございしますが、全国の三二%しかないという、基本的には、沖縄においては資金原資が極めて限定されているという状況にある。したがって、その結果として、民間における預貸率が極めて高いというよう

な状況、またそのコストがいわゆる本土に比べまして〇・五から一%くらい割高になっているとい

う状況もある。さらには、これは先生よく御承知のことだと思ひますが、沖縄におきましては、都市銀行は美質的な活動がほとんどないという状況もあるわけでございます。

こういう状況を踏まえ、貯蓄、資金残高が極めて低い中で、沖縄の振興開発を図っていくかなきやならない、企業の助成、育成を図っていくというようなことから、我が公庫は本土から資金を持つてきて、財政改革になりますと、またいろいろ手法と手段を今回お願いしております法律によつていろいろ考えていかなきゃならぬということがございますが、今のところ、国民の貯蓄であります財政投融資資金を沖縄に回しまして沖縄の振興開発を図っていくという法律の目的に従つて私どもが活動してきた結果、このような格好になつたというぐあいに基本的には理解しております。

ただ、長官が申し上げましたように、私どもはやはり民間資金の補充機能でございますから、その辺は今後も十分考慮に入れながら、沖縄振興開発を図っていくというのが私どもの使命だろ、う、こういうぐあいに考えております。

○原口委員 沖縄の置かれた立場を考えると、一定限の公的なサポート、これは大事なことだと思ひます。と同時に、やはり民業をはぐくむ、金融マーケットにおいてさまざまな自助努力、そういったものをはぐくむ、こういうことが大事だといふふうに思ひます。

時間があつたのでございますので、最後に、私は、森総理のこの発言だけはぜひサミット前に沖縄に行かれて釈明をしていただきたい。

これは、安室奈美恵さんが君が代を歌つていないことを指摘して、沖縄は学校で君が代を教わつていなかった、教組は全くの共産党が支配し、沖縄の先生も、琉球新報、沖縄タイムスもそうです、そういうふうな語つておられます。

私は、けさ靖国にお参りをし、あの戦で亡くなった皆さんのために手を合わせてきました。そういうことをやることも、あるいはやらないこ

とも、これは自由であります。一国の総理が特定の方を指して、そして私は共産党をどうのこうのと言ふ気はありません。しかし、このように決めつけるやり方と私たちは闘つていふんです。多様な価値観や自由な考え方を妨げるもの、あるいはそれにレッテルを張るもの、これと闘つていふのが私たち自由主義の政治家の本分であります。

私は、小淵前総理が九州・沖縄サミットを決断された、これは大きな評価を国民の皆さんがされていふと思ひますが、しかし、今度なられた森総理がこんなことをお話しになる。五月十四日に沖縄を訪問されるのでありますが、私はしっかりとこのことについての釈明をお願いしたい。

それから二点目は、先ほどの上原委員の質疑の中に関連して、これは委員長に後で理事会で話つていただきたいのですが、沖縄県内のさまざまな状況をかかみ、沖縄県選出以外の衆議院議員が沖縄県内に政治団体をつくつて、そしてさまざまな活動をしていふ、その中には、少しまゆをひそめるようなものもあるといふようなことが投書で参つております。ぜひこの委員会に、沖縄県選出国會議員以外の政治団体が沖縄県の選挙に届け出があるのかどうか、そのことについての資料を提出をいただきたいといふふうに思ひます。

前段の森総理の発言については沖縄開発庁長官にお尋ねをして、質問を終わりたいと思ひます。

○佐々木委員長 ただいまの原口君の御要望につきまして、理事会において検討したいと思ひます。

○青木国務大臣 お答えをいたします。

先日の森総理の発言は、私は学校における国旗・国歌の指導に万全を期していただきたいといふ気持ちで発言されたものと思ひますけれども、いろいろな誤解を生じていることは非常に遺憾であります。このことは森総理自身が今回五月十四日に沖縄に行かれる予定が決まつておりますので、そういうあらゆる機会をとらえて、自分の真意を沖縄の県民の皆さんにお伝えにならう、私はそんなふうに理解をいたしております。

○原口委員 終わります。

○佐々木委員長 これにて原口一博君の質疑は終了いたしました。

次に、古堅実吉君。

○古堅委員 日本共産党の古堅です。最初に、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正についてであります。

復帰後、この公庫は沖縄振興開発に大きな役割を果たしてきた、このように受けとめておりまして、今回の一部改正にも賛成であります。

金融公庫は、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完する、そういう目的を持たされております。現在、沖縄県内の各金融機関との関係で、公庫の市場に占める割合がどうなつていのか、特に地方銀行と公庫の割合を明らかにしていただきたいと思ひます。

現在、沖縄公庫の県内の融資シェアは、先ほど来いろいろ議論があつておりますように、三五%でございます。また、沖縄の地元銀行の占める県内融資シェアは四八%、現状ではそういうふうになつております。

○古堅委員 公庫が地元の金融機関の活動に支障を与えようがないことがあつてはならないことは申すまでもないこととあります。そういう立場を踏まえまうといふと、当然のことながら地元の金融機関との一定の整合性、そのことが求められるわけで、政府として公庫の市場割合をどのように考へていふか。好ましい割合といふことなどについて御見解などもあらわれるのか。そこらあたりありましたら、ちょっと説明的に伺いたいと思ひます。

○白保政務次官 沖縄公庫のシェアがどの程度が適当かは、沖縄の金融経済情勢によつても変化するものであり、一概に申し上げられませんが、いづれにしても、沖縄公庫は、長期資金の供給

等により民間金融機関を補完する政策金融機関であり、そうした民業補完の原則を遵守しつつ、沖縄の振興開発を金融面から支援するという役割については今後とも十分果たしていく必要があるものと考えております。

○古堅委員 民主的な意味合いにおいて、県民の要望にこたえて、公庫が一層大きな役割を果たされるように希望して、前に進みたいといふふうに思ひます。

次に、沖縄南北を縦貫する軌道交通システムの導入について伺いたいと思ひます。

実は、沖縄に国鉄を導入しようということについては、当時の沖縄人民党公認で立候補しました瀬長さんがそのことを掲げて私たち県民にも訴え、あれ以来その実現のためにそれなりの努力を果たしてきた、そういう経緯があります。

そういう立場もあるものですから、私も国会に参りまして、一九九二年三月の委員会においてその問題を取り上げました。

沖縄の慢性的な交通問題を解決する上で、この鉄道の導入問題というのは、私は、そう簡単な問題ではないと思ひます。私には、しかしその方向を除いて解決の正確な展望が描けるかどうかといふふうに考えて、大変重要な問題だということをつつと考えるてきております。

この鉄道を、那覇を中心に、南は糸満、北は名護あたりまで、例えば最初は基本的にそういうふうなことを考えて実現しますといふと、今那覇で都市モノレールが進んでいまして、間もなく開通といふことになりまして、その都市モノレールやバス、タクシ、そういう意味での公共交通システム、県内における交通にかかわる面では、県内と申しても沖縄本島の中心になりますけれども、基本的にはそれで間に合ふ、そういうことをつくつていくことが大事ではないかといふふうに考える立場から、前にも質問もしたわけでありま

それが実現しますといふと、生活の利便さはも

ちろんです。通学というのも、北部の方から那覇、中南部にもできますし、就職等、通勤、そういう面でも沖縄本島全域が可能な圏域ということになってまいります。北部の方に住宅を構えていろいろと考えるという、生活様式にも影響を与えますし、家族構成や文化その他の面でも多大な影響を与えるだろう。それが実現しますという、沖縄の社会が一変するといったら余り言い過ぎかもしれませんが、本当に変わるといふ要素を持っていると思います。

経済的な問題について、申すまでもありません。今、マイカーがふえて、どんなに道路を整備をするなどといってもイタチこつこで、なかなか思うように解決しないということが進んでおります。この鉄軌道を中心にして、バスやタクシー、モノレールなどを組み合わせていきますという、マイカーという形で自家用車を求める、そういう方向というものがかなり抑制されてくるというふうに思います。おのずと交通渋滞を緩和するという方向への大きな影響につながるというふうに思います。

そういうことは、いろいろな、企業その他の面から見ましても、経済的にも、私自身で計算はしていませんけれども、はかり知れない影響を持つ、そういうことになるだろう、このようにも考えております。

そういう面でも、この問題、九二年に、そういう立場を踏まえて、私が当時の伊江開発庁長官にお尋ねしましたら、長官は沖縄の出身であられて、そういう事情もよく御存じですから、私の質問に對しても「一々こもつともでございませう」ということで、大変積極的な肯定的な御意見も披露していただいたことがあります。

私は、この問題はこれからの沖縄振興開発にとつても避けられない、基本的な、解決すべき方向の問題ではないか、このように考えておりますが、沖縄問題を担当される長官として、それについてどうお考えか。検討される、そういうおつもりがあられるかどうか、そこあたりをお聞かせ

いただきたいと思います。

○青木国務大臣 お答えをいたします。今議員おっしゃいましたように、議員の質問に對して伊江長官が当時前向きな御答弁をなされた、その内容については私もよく承知をいたしております。

しかしながら、沖縄における陸上交通につきましては、やはり道路網の整備を今全力を挙げて政府も取り組んでいるところでございまして、軌道系の交通機関といたしましては、平成十五年度の開業を目指して沖縄の都市モノレールの建設を進めているところでございます。

沖縄本島における鉄軌道の導入につきましては、やはり沖縄県を初め関係者の皆さんにおきまして、需要がどうか、また収支、採算性がどうか、そういうふうな諸課題についても十分検討された上で取り組まれる問題だと思っております。確かに、できることによつて非常に便利がよくなることは間違いありませんけれども、果たしてそれを満たすだけの需要があるのか、収支、採算が合うのか、そういうふうな問題も含めて、今後の検討課題であらうと考えております。

○古堅委員 この問題は、復帰間もないころ、当時の平良幸市知事の時代でありますけれども、県には国鉄を導入するための特別室もつくられまして、当時私は県会議員でありましたのでよく状況を知っておりますけれども、一億円近い県費を使つて、それなりの専門家の先生方にも委嘱をするなどして調査もし、実現に向けての世論を盛り上げる、そういう方向でかなり進んだものであります。

ただ、平良幸市知事が病気で倒れて、県政が変わつてしまつたことに伴い、その問題は方向転換がされて、さたやみという方向の処理にされてしまいましたが、復帰後、道路の整備がされ、いろいろな面で交通問題についても重要な寄与というものが見られるとはいへ、なかなか将来にわたつて明るい展望での解決というものを今進めているようなだけでは期待しにくい、そういう理解が広

範にあるものだと思いますけれども、そういうことを前提にして、鉄軌道の導入というものについての世論が再び随分広がつてきたように思っています。

ついでこの間の四月十六日にも、沖縄南北縦貫鉄軌道を実現する会という市民グループの結成がありまして、沖縄選出の国会議員にも顧問になつてほしいとかいう形でのそれぞれの呼びかけがなされてまいっております。そういう民間組織がつくられて、その実現に向けてそれなりの努力が展開されるということとは、ただ単にだれかが頭の隅で、机の上でちよこつと考えて何かやってみようみたいな、そういうものとは違う全体としての状況があるから、そういうことも考え進んでいくというふうな受けとめていただくことが、この鉄軌道導入の問題とのかかわりにおいては本當に正しい受けとめではないか、そのようにも考えています。

先ほども言いましたように、これはいろいろありますから、簡単にそうしましうなどというふうな形の御返事が出るなどということもありません。待して私は質問に立っているわけにはいかぬ大事な問題ではないかというふうにも考えるだけに、この問題については、それなりの時宜を得て、沖縄県の方からも政府に対して要望が出るなどというふうな形で発展していくのではないかとこのうに考えますけれども、ぜひ政府として、沖縄側の今そのように発展されようとしていることについて、御理解ある積極的な立場から、それなりの対処、検討をしていただきたいというふうに考えています。申しわけないのですけれども、再度、青木長官から御所見をお伺いしたいと思ひます。

○青木国務大臣 議員のこの鉄軌道に対する熱意は私も十分わかりました。そして、沖縄選出の上原先生もそうですが、再三にわたつてこのことを当委員会でも質問をなさつておりますので、熱意については非常に私もよく理解できます。

が、今申し上げましたように、今後の需要がどうなるか、また採算性がどうなるかということもまた必要要素であると思つておりますので、そういうことも含めて、やはり県を中心いろいろな検討をされて、数字の上でも、またいろいろな面でも、きつちり説明ができるようなものをつくり上げていくことも私は必要じゃないかと考えております。

○古堅委員 時間の関係で、それ以上のことを申し上げませんが、ぜひ県民の要望にこたえられるように積極的に政府として今後対処されるよう、強く要望を申し上げておきたいと思ひます。次に、沖縄の振興開発に関する問題で、基本点を一、二お尋ねをしておきたいというふうに思います。

御存じのように、三次振計が二〇〇二年三月で終了いたします。その後の沖縄振興開発計画についてはどのような対処を考慮しておられるか、まず最初に、その点を簡単に伺ひたいと思ひます。

○青木国務大臣 ポスト三次振計につきましては、今後の沖縄振興開発のあり方を検討するため、沖縄振興開発審議会において、昨年から調査審議を進めていただいているとともに、沖縄開発庁におきましても、これまでの諸施策について総点検を行っているところであります。今後、沖縄振興開発審議会の調査審議状況を見守りながら、沖縄開発庁で現在実施いたしております総点検結果等をもとにいたしまして、沖縄県ともよく相談をしながら、沖縄の振興開発については総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

○古堅委員 これからも三次振計で終わりとせずに進めるお考えだと思ひますが、それだけに沖縄の振興開発を進める精神ともいふべき大事な点についてもお伺ひしておきたいというふうに考えます。沖縄の施政権返還に伴ういわゆる沖縄三法案が提案されたときの総務長官山中さんが一九七一年

の特別委員会、「われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきであると考えます。」このように述べておられます。その精神は、復帰に伴う振興開発をどうしていくかという点での出発点に当たったものですから、いわゆる精神を述べられた、所信とも申すべき、そういうものだと考えています。その立場を踏まえて対処するということは、今日といえどもいささかも変わることはない大事な基本点ではないか、このように考えておりますけれども、長官から御所見を伺いたいと思います。

○青木国務大臣 かつて山中総務長官が述べられました、沖縄に対して、県民への償いの心をもつて事に当たるべきだという気持ちは私も今日何ら変わっておりません。そういう気持ちはもつて今後の沖縄の問題に対処していく考えでございます。

○古堅委員 時間が参りましたので、ちょっとそれ以上進めなくなりましたが、結論だけ申し上げて、終わりたいと思います。

これからは進むであります。沖縄振興開発の問題を初め沖縄施策について、今県民からいろいろと批判の強い基地との引きかえに振興を考へる何か条件にされたような形でしか政府がやってくれないのかということに対する、一種の、これでいいのかというふうな問題も県民には多分にありまして、やはり所信に基づいて政府が県民の願いにこたえるような形でやるというよりも、多少道を外れた、そういう方向に行ってしまうとあるなという県民の受けとめからくるそういう心情だろうという気がしています。私もそのことを大変重視しています。

そういうことになつてはならないだけに、沖縄に必要なものは基地のいかんにかかわらずやらなくちゃいけない問題なんだという立場を踏まえて、誠実に政府が進められる、そういうことを強く要望もし、要求もいたしまして、終わらせていただきます。

たきます。

○佐々木委員長 これにて古堅美吉君の質疑は終了いたしました。

次に、伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 本法案には賛成であることを前提にしながら、三点ほど質問をさせていただきます。

今度の法案は、一面では、国全体の財政改革などの問題がございまして、もう一面では、沖縄のこれからという、非常にやはり国民的に重要な課題にどう取り組むのかという側面を持つていっているように思うわけでございます。

私は、まず二つ長官に伺いたいんですが、一つは、やはりこの際中長期の沖縄を考へるという視点、本当にこれは大事にしなくちゃならぬ。言葉は悪いんですが、目の前を一生懸命やって、金をつぎ込んで、至るところ公共事業漬けになるようなことでは、やはり本当の意味での自立した沖縄の将来が迎えられないだろうという気持ちもいたします。

それらを考へますと、前の大田県知事時代には、国際都市形成構想とか、何かそれなりのプランが描かれた。今は二十一世紀プランの策定をなさつていっていることを伺っているわけでありまして。そういう中で、公的金融、公庫の仕事を、これはもう政策重点をどうしたいだろうかというふうな思ふわけでございまして、やはりその中の一つとして、元気のつく、また、将来の展望を県民が開いていく、そしてみんなが応援をする。そういう意味で、例えば沖縄らしいベンチャーと申しましようか、そういうものをやはり意欲を持ってやれる、そういうものをみんな応援をして元気づける。まあ、沖縄に大きなインキュベーターが何かできれば非常にいいと思うんですが、中小企業相談所はほとんどの県にあるわけですから、何かそういう意味のこと、そういうことを一つ重点としてやるというふうなことが公的な金融としての一つの大きな意味ではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○青木国務大臣 お答えいたします。

今議員御指摘のように、ただ単にきょうあしたの目先のことにやなくて、中長期的な観点に立つてやるべきだということは、私も賛成でございます。

沖縄の創業者を初め、情報通信産業とか、また沖縄の観光業者、そういうものを支援するような独自の融資制度を積極的に活用していくことが沖縄公庫の一つの大きな使命じゃないかと考えておられて、今後とも、沖縄公庫として、政府の沖縄振興の諸施策と連携を十分に図りながら、政策金融機関としての役割を十分に果たしていくように心がけていきたいと考えております。

○伊藤(茂)委員 ぜひよろしくお願いいたします。

二つ目にお伺いしたいことは、サミットの後、沖縄に何が残るだろうという問題でございます。

海洋博の経験もございました。この間、私はあそこまで行ってまいりましたが、全国でも、万博とかいろいろなことをやつて、その後ということとさまた社会的話題になつていっているというケースもございまして。

私は、沖縄という、さまざまな経済指標を見ましても、本土各県と著しいギャップがある、なかなかこれが解消されない。失業率一つを見ても、全国も深刻なんです。本土の倍近い数値が出ていっているというふうな状況、これをどうするのかということは県民挙げての切実な願いだと思ひますし、私も懸命な努力をしなければならぬというふうな思ふわけでございます。

それら全体像につきましても政府でもいろいろ勉強をなさつていっていることだと思ひますが、その中の一つ二つ、こんなことを思ふんですが、いかにがでしようかということなんです。一つは、サミットが開かれますから、前からNTTの仕事の一部を沖縄へという構想もございまして、結構なことだと思ひますが、非常に先進的な、また近代的な情報基盤整備、情報インフラというものが整備をされる。一月に行つてまいりました話を聞いてまいりましたが、何かそれがサミットが終わつたら全部終わらなないことではまずいんじゃないか。沖縄がこれからのIT革命の時代に大きな拠点となり得るかどうかが、私も確かなにはわかりませんが、やはりこういうことについて関係の学識経験者とか経済界を含めた勉強なり意見交換があつてというふうなことも非常に望ましいことであろうというふうな思ひますが、やはり、できればそういう時代に向けて、IT革命の時代です。サミットで用意をされる大変巨大な情報基盤などの整備というものが生かされるような発想というものを持たないだろうかというのが一つでございます。

もう一つは、今大臣の御答弁でもちよつと申されましたが、観光、旅行の問題でございます。いづれにいたしましても、二十一世紀は国家間の大戦争は世界じゅうない時代に必ずなるに違いないというふうな思ひますし、歴史はそう動いていっていると思ひます。また、別の意味から申しますと、世界大交流の時代というふうなことになる。非常に望ましいことだと思ひます。

例えば、経企庁や何かの経済指標その他を見ましても、旅行とか観光じゃなくて、自動車はどうとか何がどうとか数字がいっぱい並ぶんですが、これは経済的な意味からいっても非常に大きな役割とシェアを持つわけでありまして、それから、何といつても、旅行とか観光とか、そういうことというのは、お互いに楽しみかたが学ば、また仲よくするということでありまして、最も典型的な平和産業でございます。

今、外務省にお願いしたいんですが、外務省、運輸省など協力をして、例えば沖縄を含めて、やはり日本にもっとたくさんの人々が来ていただくように、そしてまた、今の日本から海外にいらつしやる方と外国からいらつしやる方のハンディというのには数倍、非常に大きなものがございまして、やはりいい意味でのそういう世界の中の日本化、国際国家という意味で、一段の努力を共同で

やるということが大事ではないだろうか。その一つとして、私は、沖縄というものが文化的に見ても歴史的に見ても可能性を持っている場所であるというふうに思っています。できれば基地のない沖縄の時代があつて、それが一番望ましいと私は念じているわけでございますけれども。

一つの例なんです、そういう情報インフラの将来とか、それから旅行、観光とかを含めましたものを意識して、あと百日もない、サミットも短い期間なんです、やはりそんな問題意識を強く持つてやつて、後々何か寂しくなるということのないように、これは県からも強い要望事項だとも思いますので、いかがでしょうか。

○青木国務大臣 私議員と同意見でございます。サミットは非常に盛大にやつた、その後火が消えた、そういうことが絶対あつてはいけないと考へておりました、今の情報インフラのサミット後の活用につきまして、政府においてもいろいろ検討をいたしております。当然これは地元の見聞も聞かなければいけません、そこで使う機材、そういうふうなものはすべて後で利用できるようなものを今回は使うということと原則をいたしておりました、その後どういう使い方をするかというところは、県なり地元なりと相談をいたしまして、十分それに対応するような姿勢で現在進めていっているところでございます。

また、確かに沖縄、全国でまれな、観光客が非常に急速にあつております。これがサミットが終わつたらまた減つていくというふうなことは、これは最も我々が考えなきゃいかぬ問題でありまして、そういう点につきましても、現在も、政府といたしましては在外の公館を通じて世界じゅうに沖縄を紹介するようなことも一生懸命取り組んでおりますし、サミットが終わつた後、沖縄というものが全世界に宣伝をされて、そういう基盤の上に立つて沖縄の観光がサミット後もますます栄えていくように十分配慮していきたい、そのように考へております。

○伊藤(茂)委員 アジアで開かれるサミット、そ

してまた世紀の変わり目のとき、いろいろな意味での大事な節目のときでございますから、今御答弁ありましたような努力と同時に、何かやはり未来への展望というものをサミットにしなければならぬ。特にアジア、私は余り狭い意味で西洋対東洋とかアジアと西洋とかいうふうな意識は持ちませんで、むしろアジア太平洋地域と申しましようか、アメリカも含めた大きな意味で構想を持つのが正しい発想ではないだろうかというふうにも思いますが、いづれにしろ、そういうことに向けて、アジア諸国にサミットの場合からどういうメッセージを送るのかという問題が注目されると思います。

また、長年にわたつて全国で一番苦勞なやつてまいりました沖縄百万余りの県民の皆さんに、サミットの機会に政府から県民へのメッセージを送るのか。そこにおいて初めて将来に向けたサミットの成功になるであろう。お祭り騒ぎで終わつたというだけでは話になりませんから、政府の方も十分そういう検討なり準備をなさつていられることだと思ひます。

議長国であります。また、議長をお務めになる方が急遽おかわりになるというふうな大きな変化もございましたが、官房長官としてもぜひサポートをして、いいサミットにしたいだきたいというふうに思ひます。

そういうことを考えますと、例えば基地問題、十五年とか軍民共用とか、さまざまな議論はあちこちでなされておりますから、ここではもう繰り返しません。一番大事なことはやはり展望だろつと思ひます。戦後長い期間、また祖国復帰になるまでも長い期間があつて、いろいろな御苦勞をなさつた。そして今日に至つて、やはり今のまま二十一世紀時代を過ごすのだろうか、これはたまため気持ちがいいと思ひます。やはりいい時代にしていくというメッセージを送る。

幸いにいたしまして、さまざままだ難しい問題がございますけれども、朝鮮半島、日朝関係、あるいは米朝それから朝鮮半島南北とか、それか

ら、中国も含めた四者会談なども並行して順調に進むように私は願つておりますけれども、そういう変化の時代を考えますと、何かやはり確実なプログラムまではいかないまでも、こういう努力によつてこういう時代をつくつてこういう時代の沖縄にする。問題が頻発しました海兵隊の問題も普天間の問題もそうでございます、地元ですれば、十五年と言つておりますが、やはり軍用でない時代を望むということだろつと思ひますが、そういう希望と展望を語ることが非常に大事なのではないだろうか。

また、そういうことは、言うまでもありませんが政治の責任であり、また政府の責任、大なるものがある。展望を語ることが非常に大事なことでないだろうか。外務大臣とは外務委員会です。そんな議論はしばしばいたしますけれども、長官、また官房長官といたしまして、その点、どう考へてでしょうか。

○青木国務大臣 議員がおっしゃいますように、確かに一つの前進する展望を持ちながら、いろいろな基地の問題、アメリカとも話し合つていかなきゃならぬと考へております。私ども、そういう努力は常時続けながら、また現状に見合つた対応もその中でしていかなきゃいけない、そういうふうな考へております。

○伊藤(茂)委員 質問をこれで終わりますが、いづれにせよ、やはり私も、私の今の立場でも、将来についてもつと希望と理想を鮮明に語りたいという気持ちがございます。

同時に、現実の政治ですから、これは現実主義であり、そう考えますと、新しいリアリズムと申しましようか、もう五五年体制が崩壊して、何かイデオロギー的なものを含めた対決の時代というのは終わつたわけでありまして、やはり新しいリアリズムと真剣な議論をしながら、どう模索をするのかということが今日の私の私どもの責任であるという気持ちがいたします。

で、終わらせていただきます。

○佐々木委員長 これにて伊藤茂君の質疑は終了いたしました。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐々木委員長 これより討論に入るものでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐々木委員長 たいだいま議決いたしました法律案に対し、鈴木宗男君外六名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。上原康助君。

○上原委員 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を申し上げます。

金融自由化の進展を迎え、沖縄県の経済振興と社会の振興開発を一層進めるための今回の沖縄振興開発金融公庫法の改正は、必要不可欠な措置であることは言うまでもありません。

しかしながら、同公庫の業務範囲の拡大や融資対象資金範囲の拡大は、同公庫の融資リスクを増大させることも懸念されます。

このような観点から、本附帯決議案は、沖縄振興開発金融公庫に対し、融資審査体制の万全を図ること等を通じ、同公庫の財務の健全性を保持させようとするものであります。

すなわち、以下の本附帯決議案文を朗読いたします。

第十九条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

第十九条第三項中「昭和二十八年法律第六十三号」及び「昭和三十年法律第六十五号」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の二の見出しを「債務保証及び出資の限度」に改め、同条中「前条第一項第一号の二の規定による出資の額の総額」と同号の規定による保証に係る債務の現在額と同一第一号の規定による保証に係る債務の現在額と同一第一号の規定による出資又は債務保証を「同項第一号の規定による債務保証又は同項第一号の二の規定による出資」に改める。

第二十条第一項中「主務大臣の認可を受けて、」を「主務省令で定める」に、「又は地方公共団体」を「地方公共団体その他政令で定める法人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

第二十条第二項及び第三項中「主務大臣の認可を受けて」を削り、同条第四項中「第一項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、」を削り、「当該認可に係る」を「公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した」に改め、同条第五項中「(以下「受託金融機関」を「又は同項に規定する政令で定める法人(以下「受託金融機関等」に改める。

第二十二條第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十三條中「作成し」の下に「、並びに当該

四半期における第二十六條第二項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め」を加える。

第二十六條第四項中「前三項」を「第一項、第二項、第四項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十一号)」を「第三項に規定する民間都市開発推進機構から同法第四條第二項の協定に係る」を「沖繩における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖繩振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三條の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金を行うことができる。

3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十七條の見出しを「(債券の発行)」に改め、同条第七項中「ほか」の下に「公庫債券」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「又は信託会社」を「信託会社又は証券業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「主務大臣の認可を受けて」を「公庫債券」に、「銀行又は信託会社」を「本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「財形住宅債券」を「公庫債券、財形住宅債券」に、

「先だつて」を「先立つて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九條第一項第三号の規定による貸付金(政令で定める貸付金に限る。に係る住宅、土地又は借地権を譲り受けることを希望する者)を「第十九條第一項第三号に掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者」に改め、「公庫の予算に定められた金額の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

第二十七條の次に次の一条を加える。

(政府保証)
第二十七條の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

第二十八條第一項第一号中「国債」の下に「地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)」を加え、同項に次の二号を加える。

三 銀行への預金
四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令

で定める方法

第二十八條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第三十一條第一項中「受託金融機関」を「第二十條第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関」に改める。

第三十三條を削る。

第三十四條中「受託金融機関」を「受託金融機関等」に改め、同条を第三十三條とする。

第六章中第三十五條の前に次の一条を加える。

(解散)

第三十四條 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十六條の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条ただし書中「第三十四條第二項」を「第三十三條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務省令は、総理府令・大藏省令とする。

第三十八條中「第三十四條第一項」を「第三十三條第一項」に、「受託金融機関」を「受託金融機関等」に改める。

第三十九條第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「第二十八條第二項」を「第二十八條第三項」に改める。

附則第五條の五第二項中「第二十六條第四項」を「第二十六條第六項」に改める。

附則第五條の六第二項中「民間都市開発の推進に關する特別措置法」の下に「(昭和六十二年法律第六十二号)」を加える。

附則第六條中「及び第一号の二」を「から第一号の三まで」に、「次の」を「必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付権の全部若しくは一部の譲受けに關する」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該保証に係る債務の履行期限(た

だし、当該債務の保証の日から起算する。）、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）、及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）、は、一年未満のものであつてはならない。

附則第六条に次の一項を加える。

2 前項に規定する業務が行われる場合においては、第十九条の二中「前条第一項第一号の規定」とあり、及び「同項第一号の規定」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第六条第一項の規定」と、「同項第一号の二の規定」とあるのは「前条第一項第一号の二の規定」と、第三十九条第三号中「附則第五号」とあるのは「附則第五号若しくは第六条第一項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 沖繩振興開発金融公庫は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）までに、施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表第九号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号イ」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）
第四条 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「者からの借入金」の

平成十二年五月九日印刷

下に「（沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第二項の規定による短期借入金を除く。）を加え、同項第二号中「中小企業債券」の下に「沖繩振興開発金融公庫債券」を加え、又は中小企業債券を「中小企業債券又は沖繩振興開発金融公庫債券」に改め、同条第三項中「沖繩振興開発金融公庫にあつては」の下に「沖繩振興開発金融公庫債券及び」を加える。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第五条 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三十二条第二項及び第三十二条第二項」を「第三十二条第二項及び第三十二条第二項」に、「第三十二条第二項中「自作農維持資金融通法」を「第三十二条第二項第一号中「自作農維持資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）」に、「第三十二条第二項第一号」を「第三十二条第二項」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）
第六条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第四項」に改める。

第十一号中「又は第二項」を「又は第四項」に、「同法第二十七条第一項」を「同法第二十七条第三項」に改める。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）
第七条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第九十号のうち、沖繩振興開発金融公庫法第三十六条の改正規定中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、「財務大臣」の下に「改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に」を加える。

（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正）
第八条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等

に関する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条のうち、沖繩振興開発金融公庫法附則第六条の次に次の一条を加える改正規定中附則第七号第一項に係る部分中「主務大臣の認可を受けて」を削る。

理由

沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を加えることとし、あわせて、同公庫が沖繩振興開発金融公庫債券を発行することができることとする等同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局